

いこいの園利用料金規程

運営規程第9条による、利用料金規程を次のとおり改定する。

令和 8年 8月 1日

1. 月額利用料

対 象 収 入 に よ る 階 層 区 分	事 務 費 自己負担額乙地	生活費 甲地	利 用 料 合 計 額
1. 1,500,000 円以下	10,600	61,160	71,760
2. 1,500,001～1,600,000 円	13,800	61,160	74,960
3. 1,600,001～1,700,000 円	16,900	61,160	78,060
4. 1,700,001～1,800,000 円	20,100	61,160	81,260
5. 1,800,001～1,900,000 円	23,300	61,160	84,460
6. 1,900,001～2,000,000 円	26,600	61,160	87,760
7. 2,000,001～2,100,000 円	31,900	61,160	93,060
8. 2,100,001～2,200,000 円	37,200	61,160	98,360
9. 2,200,001～2,300,000 円	42,500	61,160	103,660
10. 2,300,001～2,400,000 円	47,900	61,160	109,060
11. 2,400,001～2,500,000 円	53,200	61,160	114,360
12. 2,500,001～2,600,000 円	60,700	61,160	121,860
13. 2,600,001～2,700,000 円	68,000	61,160	129,160
14. 2,700,001～2,800,000 円	75,500	61,160	136,660
15. 2,800,001～2,900,000 円	83,000	61,160	144,160
16. 2,900,001～3,000,000 円	90,500	61,160	151,660
17. 3,000,001～3,100,000 円	99,000	61,160	160,160
18. 3,100,001～3,200,000 円	107,500	61,160	168,660
19. 3,200,001～3,300,000 円	116,100	61,160	177,260
20. 3,300,001～3,400,000 円	124,600	61,160	185,760
21. 3,400,001 円以上	125,000	61,160	186,160

1. 冬季加算（暖房費）

左記利用料金とは別に、毎年11月から翌年3月までの5か月間は、暖房費として、入居者一人につき月額2,165円を冬季加算として支払うものとする。

2. 電気料金負担金

入居者は、その月の電気料金の1kWh当たりの平均単価に、自室で使用した電力量を乗じた金額を電気料金負担金として支払うものとする。冷暖房使用分の電気料金についても同様とする。

3. 入居者の縁故者等の食費負担

入居者の縁故者または知人等が、面会、宿泊等により当施設の給食を利用する場合は、運営規程第28条に基づき、入居者と同様の給食を提供し、当該者は、朝食315円、昼食420円、夕食420円の食費を負担するものとする。

4. 入院や介護保険施設への入所に伴う給食費の還付

運営規程第15条第9項に基づき、入居者が入院又は介護保険施設に入所したことにより当施設で欠食が生じた場合の給食費の還付額は、1日500円とする。ただし、入退院日及び介護保健施設への入退所日については、この還付の適用を除外する。

還付を受けようとする者は、入院等を証する書類を、退院又は当該入所の終了後1週間以内に提出しなければならない。